

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第264号）

〔 編入学扱い可能の規定等文書不存在非公開決定異議申立事案 〕

（答申日：平成28年6月29日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の決定は、妥当である。

第二 異議申立てに至る経過等

1 平成25年11月18日、異議申立人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）（担当部署：教育委員会市町村教育室小中学校課（以下「小中学校課」という。））に対し、「①公立小・中学校→公立小・中学校への『編入学扱い』可能の規定、並びに、その間の『不就学』（学籍消滅）置かれる場合の規定②『特別永住在日コリアン4世』（文初財第464号）」の公開を求める請求（平成25年度受付番号第1148号）（以下「本件請求」という。）を行った。

同月28日、実施機関は本件請求のうち、①について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「請求の行政文書は不存在のため、管理していない。」との理由を附して異議申立人に通知した。同日、②については、「『就学事務の手引き』（10訂版）大阪府教育委員会指導第二課 72ページから75ページ」を対象文書として公開決定を行った。

2 平成26年1月16日、異議申立人は前記1の①の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての内容について

本件異議申立ての内容は、次のとおりである。

A職員作成する「教育相談記録」②記載有。処分を取り消しを行い。2010年（平成22年）団体応接回答「退学ある」、同年4/23・6/22両日共に「退学ある」答弁とうり、一致要す。尚、広聴G、他とは、「退学ある」、B・C・D職員答弁を正当化争い続けている。4/23録音記録有。

「場当たり」答弁は、真に、職員資質問題。不法の正当化「場当たり」は、地公法反す、違法行為示す。

広聴Gは、「退学」に対する編入学扱い（不就学期間置いたH14、9/2～10/7）するA市教育委員会を正当とする府教委答弁「退学ある」争点一因置いている。府民の声は、性質見聞すべき行政サービス一環、回答得ず、回数、時間を注視した職員らは、性質より、数を主

張なら、団体応接も不可能と成る。

第四 実施機関の主張について

本件異議申立てにかかる実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

1 弁明の理由

就学事務（児童・生徒の退学、編入学等）に関して原則的な考え方や手続き等を示した「就学の手引き」（平成5年3月大阪府教育委員会発行）を作成して市町村に提示しているが、今回、異議申立人が公開請求している「公立小・中学校→公立小・中学校への「編入学扱い」可能の規定、並びに、その間の「不就学」（学籍消滅）置かれる場合の規定」がわかる文書は作成または取得しておらず管理していないため、実施機関は、本件請求について条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行ったものである。

2 結論

以上のとおり、実施機関による本件決定は条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第五 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

2 本件異議申立てについて

(1) 請求に至る事実経過等

本件請求について、実施機関及び異議申立人とのやり取りの中から把握した事実経過は、以下のとおりである。

本件請求は、府外の公立中学校に通学していた在日韓国・朝鮮人生徒について、府外の公立中学校で退学が承認された上、転校先の府内の公立中学校で「編入学」として処理され、不就学期間が生じた事案に関連し、「①公立小・中学校→公立小・中学校への『編入学扱い』可能の規定、並びに、その間の『不就学』（学籍消滅）置かれる場合の規定」を求めてなされたものである。

(2) 異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のと

おりと解した。

ある在日韓国・朝鮮人生徒が、公立小中学校から公立小中学校へ転校する際に、「編入学」として処理され、「不就学」期間が生じた。外国籍（特に特別永住者）の生徒が公立小中学校から公立小中学校へ転校する際に「編入学」として処理し、退学から編入学までの期間に学籍消滅することが許されるのか。そうであるならば、関係規定を示すべきである。

(3) 判断

異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

3 今後の請求への対応について

本件請求については、平成26年3月20日に交付した大公審答申第230号で答申した異議申立事案の請求対象文書とほぼ同内容の請求である。

実施機関によると、異議申立人が「ある在日韓国・朝鮮人生徒が、公立小中学校から公立小中学校へ転校する際に、『編入学』として処理され、『不就学』期間が生じた」問題について実施機関とやり取りをしている期間は平成16年度からであって、既に10年を経過している。この間、実施機関は異議申立人と電話や面談で継続的に対応を行っているとのことである。

また、実施機関は異議申立人に対し、①在日韓国・朝鮮人については「公立学校に就学させる義務」はないが、公立小中学校への就学を希望する者については、日本人子弟と同等に就学させることとなっていること、②当該在日韓国・朝鮮人生徒を受け入れたA市教育委員会に対しては、当該生徒が公立学校への就学を前提としているならば、退学ののち編入学といった取扱いは教育の継続性としては疑問が残るといふ府教育委員会の認識を伝えていること、③A市教育委員会に就学のための相談に当該生徒が訪れた際に、当該生徒が退学をした公立中学校の所管の府外のB市の教育委員会と綿密に連携すべきであったこと等を、昭和40年12月28日文初財第464号「日本国に居住する大韓民国の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育事項の実施について」などが掲載された、実施機関が平成5年に作成した「就学事務の手引き」（10訂版）等を示しながら一貫した説明を行ってきているとのことである。また、義務教育期間中の在日韓国・朝鮮人の取扱いに関する文書で、実施機関が保有しているものについては、異議申立人に全て開示し、説明を尽くしているとのことである。

このような状況の中、異議申立人は、①「在日コリアン4世特別永住者の不就学が府職員無視可を示すもの」といった明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求、②在日韓国・朝鮮人の義務教育の有無や義務教育期間中の退学の可否、不就学期間等の問題に関連し、既に説明済みの文書について、文言に多少の違いがあるものの同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③「苦情と争う職員の免責・免除」といった職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を繰り返しているとともに、過去及び現在の関係職員の懲戒等の処分を求める等、府教育委員会に対し平成26年度まで申入れを続けてきた。

他方、口頭意見陳述における異議申立人の発言及び本件異議申立てにおける異議申立人の主張には、他に文書が存在するはずであるといった文書の存否等の具体的主張はなく、異議申立書には府職員の対応に関する抗議ばかりが記載されていること等からすると、本件請求は、外形的には文書の公開を求めるものであっても、実質的には、文書の公開以外の目的のために行われたも

のではないか、との疑念を禁じ得ない。

情報公開請求権は、府民の知る権利を保障し、府民の府政の参加をより一層推進すること、府政の公正な運営を確保すること、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、実施機関が府民による当該請求権の行使を不当に妨げるようなことがあってはならないことはいうまでもない。しかし、当該請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、専ら文書の公開以外の目的のために請求が行われるなど、当該請求権の行使が情報公開制度の趣旨に明らかに反するものと認められるときは、権利の濫用に当たるものとして、実施機関において請求を却下することができるものと解される。なお、権利濫用の禁止は法の一般原則のひとつであるから、条例において明文で定められていなくても、この原則を適用することは妨げられない。

異議申立人が、今後、在日韓国・朝鮮人の義務教育の有無や義務教育期間中の退学の可否、不就学期間等の問題に関連して、①明らかに存在するはずのない文書を求める請求や、②請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書を繰り返し求める請求、③職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべきである。

第六 結論

以上のとおり、本件異議申立てには理由がないから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

小谷 寛子、尾形 健、近藤 亜矢子、長谷川 佳彦、三成 美保